

通院しなくてもお薬がもらえる制度ができました

今まではお薬がなくなると医師の診察が必要でしたが、リフィル処方箋なら受診しなくてもお薬を受け取れます。リフィル処方箋とは、2022年4月に導入された制度です。症状が安定していて、通院をしばらく控えても問題ないと医師が判断した場合、医師及び薬剤師の適切な連携のもと、医療機関に通院することなく一定期間内に最大3回までお薬を受け取ることができます。初回は診察が必要ですが、2回目以降は処方箋を薬局に提示することでお薬を受け取れます。

リフィル処方箋のメリット

通院しなくとも薬局でお薬がもらえるので、通院にかかる時間や医療費の費用の負担が抑えられる等のメリットがあります。

リフィル処方箋の対象

症状が安定し、通院をしばらく控えても問題ないと医師が判断した場合が対象です。また、投薬量に制限のある医薬品や湿布薬はリフィル処方箋が利用できません。リフィル処方箋が利用できるか、初回の診察時に医師にご相談ください。



リフィル処方箋での薬の受け取り方

初回の処方は、通常の処方と同様に、交付日を含めて4日以内に薬局で調剤してもらいます。薬局から、調剤予定日が記入されたリフィル処方箋が返却されるので、紛失しないよう保管しましょう。

2回目以降は、調剤予定日の前後7日以内にリフィル処方箋を薬局に持っていくことで、薬を受け取ることができます。

なお、2回目以降の調剤は、医師の診察なしで薬を受け取るため、薬剤師による服薬状況や副作用の確認等が重要となります。そのため、症状の変化や気になる点を相談しながら、同一の薬局で継続的に調剤してもらうことが推奨されています。

【お問い合わせ先】

宜野座村役場 健康福祉課

☎098-968-3253

